メキシコ市内旧先住民村落の「公的認定」をめぐって — 「地元民」が期待すること—

禪 野 美 帆

I 本稿の目的

1. 本稿の目的

メキシコ合衆国の首都メキシコ市内には、元来は地理的な境界と、ある程度の自治がある先住民村落であったが、現在は都市の一部となっている旧先住民村落¹⁾ が多数ある。メキシコではそうした地区を指して、今世紀に入る頃から、研究上、また政策上、「プエブロス・イ・バリオス・オリヒナリオス (pueblos y barrios originarios)」という用語が使われている。「プエブロ(プエブロスの単数形)」は「村」の意で、「バリオ (バリオスの単数形)」は歴史的には pueblo に属していた集落である²⁾。「オリヒナリオ (オリヒナリオスの単数形)」とは、英語の"original"と語源は同じで、「元々の」、「起源がある」との意である。モラはそのプエブロス・イ・バリオス・オリヒナリオス³⁾ の数を291とあげている(Mora 2007: 28)。しかし、正確な数は今

¹⁾ メキシコの先住民村落は、一般には植民地時代初期の16世紀半ばからスペイン人によって再編されたものが基礎となっている。支配者は人々を集住させ、居住地の中心にはカトリック教会を置いて支配(貢納徴収および労働力確保)と布教を行った(宮野1992:123-133)。本稿では、現在はメキシコ市内の市街地でありながら、植民地時代からのそうした歴史を持つ地区を「旧先住民村落」と記す。

²⁾ バリオには、単純に「地区」という意味もある。いずれにしても、現在、プエブロと 比較して、外見、居住者の暮らし方、社会組織のあり方など、どの点に関しても違い は特に見られない。

³⁾ 以下、特に必要でない限り、「プエブロス・イ・バリオス・オリヒナリオス」を指して、日本語で「旧先住民村落」と記す。

日まではっきりしていない。

さらに、メキシコ市政府の「メキシコ連邦区⁴⁾ 旧先住民村落審議会 Consejo de los Pueblos y Barrios Originarios del Distrito Federal」は、2011年 3月、どの地区がそうした地区であるのか、公的に認定し、リストを作成した⁵⁾。その数は178であるが、さらに増える可能性がある。なぜなら、現在リストに載っていない地区が認定される可能性があるからである。筆者はこの認定の場に参加していたが、「この数は確定ではない」ということであった。また、メキシコ市政府の別の機関である「農村開発と共同体公正局⁶⁾ (Secretaría de Desarrollo Rural y Equidad para las Comunidades: SEDEREC)」も145の旧先住民村落のリストを作成している(Gaceta Oficial del D. F., No. 1279 Tomo I, enero de 2012: 72-75)。

メキシコ市政府がなぜ、地理的境界もなく、人口に流動性のある地区を、 公的に「プエブロス・イ・バリオス・オリヒナリオス」であると認定する必 要があったのか、それについて、政府の本音を明確に分析した業績は筆者が 知る限りないが、メキシコの国全体の先住民をめぐる施策や、それが同調し ているはずの、世界全体における先住民の人権を擁護する動きと、むろん関 係があるだろう。それについては後述する。

さらに、メキシコにおける選挙方法の変更も影響しているはずである。メキシコの著名な人類学者メディナは、メキシコ市長は1997年から、さらに、市内の各区長が2000年の選挙より、指名制度から住民の直接投票になったことを紹介しているが(Medina 2007: 80)、それによって、メキシコ市内旧先住民村落の居住者も、政党にとって「票田」として意味を持つようになってきたのだといえる。

本稿のおもな目的は、この公的認定をめぐって、メキシコ市内の旧先住民

⁴⁾ メキシコ連邦区はメキシコ市と地理的範疇は同じである。

⁵⁾ 次の URL 参照。http://www.cultura.df.gob.mx/transparencia2012/24plenariadelconsejo. pdf

⁶⁾ この局の名称に関して定まった日本語訳はない。以後、本稿ではメキシコでよく知られた略称である SEDEREC を使用する。

村落の自称「地元民」たちが、何を期待しているのか、民族誌的な観察記録も含めて明らかにすることである。さらに、その期待が実現可能であるのか、現時点でわかる範囲で考察する。認定される地区内住人の内側からの視点は、フィールド・ワークを行わなければわからない領域であり、筆者が専門とする文化人類学的な調査が有効である。

こうした目的に沿ってデータを整理することによって、「公的認定」について今後とも複合的な視点から考察を深めていくための基礎を固めることができるであろう。

2. 調查期間

著者は、2002年9月以来、2012年9月までの時点で、計8回の短期調査と、2010年9月から2011年3月の半年間の調査を行いっ、先住民村落であった市内地区のうち21地区を訪れ、さらに、かつては21地区のうちの4地区に属していた旧エヒード(ejido、共同利用地の一種)も訪れた。観察した旧エヒードは、現在は旧先住民村落から分離した市街地区になっているが、現在もエヒードを有している旧先住民村落もある。旧先住民村落と旧エヒード、合計25の地区にわたる調査は、20カ所でカトリック教会訪問、8カ所でカトリックの祭礼、1カ所でカトリックの祭礼遂行に向けた集金活動参加、13カ所で地域墓地訪問、2カ所の地域墓地での死者の日の行事参加、2カ所で独立記

⁷⁾ なお、2002年9月の調査全般、2010年8月から9月、2011年8月から9月、2012年8月の現地調査の一部は歴史研究者・井上幸孝氏と共同で行った。本研究は2006-2008年度の日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究B)、課題名「グローバル化時代の多文化主義と社会運動」、研究課題番号18401005の一部として助成と支援を受けた。さらに、2010-2012年度の日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究B)、課題名「グローバル化時代における南北アメリカの国家・市民社会・社会運動」、研究課題番号22401009の一部として助成と支援を受けている。また、関西学院大学2010年度短期留学制度利用の機会を得て、2010年9月から2011年3月まで、メキシコ国立自治大学(UNAM)の人類学研究所の訪問研究員として現地調査および現地研究者との意見交換をすることができた。この場をお借りして深く謝意を表したい。

⁸⁾ エヒードはメキシコ革命後、土地が不足している農民に政府が分配した共同利用地である。その元の目的から、売買は禁じられていた。しかし自由主義化の過程において、1992年の憲法第27条の改正によって、売買、すなわち私有地化が可能になった。

念日の行事、2カ所でティエラ・コムナル(tierra comunal、共同利用地の一種で、森林が多いが農地もある)観察を含み、それ以外にも複数の地域で現地の家族の家庭行事に参加している。

Ⅱ メキシコの社会科学における旧先住民村落研究の位置づけ

メキシコ市内旧先住民村落を対象とした先行研究については、筆者はこれまでの業績でまとめている (禪野・井上 2005, 禪野 2011)。ここでは全ての繰り返しは避けて、簡単にその傾向を記しておく。

旧先住民村落が長い歴史を有し、儀礼・祭礼や社会組織に関して、また、都市化の文脈においても興味深い現象が多数存在しているにもかかわらず、メキシコにおける文化人類学、民族学、および社会学の分野で研究対象としてとりあげられることは、今世紀に入るまであまりなかった。その理由としてはおそらく、(1) メキシコ市における旧先住民村落の境界消滅。にともなって、そうした地区の人口流出・流入が容易になり、また都市内部に存在することもあって、地区および住人の「先住民的特色」が一見したところ薄れたこと、すなわち、「伝統」や「固有性」を求める傾向の強いメキシコの人類学研究の対象からはずれたこと、また、(2) 国内の経済や機会の格差によって、農村地域から首都に流れ込む大量の人口をめぐる様々な社会的・文化的現象が「社会問題」として目立ち、メキシコ人研究者によって調査・研究の対象として注目されてきたこと(たとえば Lomnitz 1975, Aizpe 1985 など)のふたつがあげられるだろう。言い換えれば、旧先住民村落の文化は、それを調査・研究する「必要性」や「緊急度」が低いがために研究テーマとして取り上げられてこなかったと考えられる100。

⁹⁾ メキシコ市には、メキシコ全土同様に、革命後の1917年憲法によって、ムニシピオ・リプレ (municipio libre 以下、ムニシピオと略す) という、ある程度の自治が認められた行政区の設置が認められた。しかし、憲法改正によって、1929年以来、メキシコ市内のムニシピオは消滅した。すなわちその境界はなくなり、全てメキシコ市内の区 (delegación) 内部に取り込まれた。

¹⁰⁾ これは、日本において、東京を対象に、社会問題であるかどうかにかかわらず、明治時代以前に由来する風習が多く取り上げられてきたことと対照的である。

1990年代後半になってようやく、旧先住民村落を対象とした民族誌的な研究がいくつか出てきた(Safa 2001, Mora 2003, Portal 2007 など)。今世紀に入る頃から、業績の数はかなり増えてきて、大学生の卒業論文や大学院生の修了論文にもなっている。今やこの研究はメキシコにおいてブームといってもいいほどである。メキシコ市在住の研究者や学生にとって行き来しやすいフィールドであることは疑いない。

これらの本の内容はほとんど、旧先住民村落が長い歴史に基づく文化を継承している点や、地元住人が結束している点、また、メキシコの民主化のプロセスに絡めてその政治行動に注目している。それは前述したように、こうした分野の学問が、メキシコにおいては基本的に「社会的な弱者をめぐる問題の解明や解決」のために存在しているからである。

しかし、筆者の関心は、旧先住民村落の「伝統」や「文化」の固有性を強調することよりも、そのダイナミズムにあり、同じ地域に居住する「外来者」との関係にも焦点を当てている。また、「外来者」や行政との関係で、どのような時に、どのような内容で、「固有性」が主張されるのか、そのプロセスに興味を持っている。

次章では、旧先住民村落の認定にあたって、メキシコ市政府が考慮にいれ た点を概観する。

Ⅲ 国内外における「先住民の人権」を認める流れと「公的な認 定 |

市内の旧先住民村落を公的に認定したのは、2006年から2012年任期の民主 革命党(Partido de la Revolución Democrática: PRD)政権である。この政権 は左派の野党だが、メキシコ市では1997年から政権の座についている。本論 文執筆中の2012年7月にメキシコ大統領だけでなく、メキシコ全国で全ての 行政区の長を選ぶ選挙があったが、メキシコ市ではこの政党が引き続き第一 党となった。

メキシコ市政府は、2007年、先述のメキシコ連邦区旧先住民村落審議会を

創設した。この審議会により、2011年3月に、旧先住民村落として認定された地区のリストが作成されたが、審議会の公的な記録には、その際に、次のような点を考慮するとある¹¹¹。

- 1). メキシコ連邦区旧先住民村落(los Pueblos y Barrios Originarios del Distrito Federal)は、メキシコ合衆国憲法第2条、先住民族の権利に関する国際連合宣言、国際労働機関(以降、ILOと表記する)第169号条約、その他の適用可能な法令で考慮されている、集団的な権利が適用される主体である。
- 2). 旧先住民村落は、文化的、歴史的、社会的、生態学的、経済的、そして政治的な豊かさの基礎である。
- 3). メキシコ連邦区旧先住民村落のリストは、旧先住民村落に向けられた公 共政策の適用に貢献し、その方針を導く道具であるだけでなく、それらを承 認し、同定する行政上の手段である。
- 4). 名簿の作成は、メキシコ連邦区旧先住民村落審議会の職務である。しかし、(リストへの旧先住民村落の) 統合の過程において、メキシコ市政府の様々な機関、このテーマの専門家、何よりも旧先住民村落の共同体そのものが参加した。彼らは日々、歴史的記憶や、共同体としての共存のあり方を促進し、再創造し、広め、構築している。さらに自らの組織を設置し、何よりも、自分たち自身の運命を決めることを切望している。
 - *()内は、筆者による補足。

このうち1)では、メキシコ合衆国憲法第2条、先住民族の権利に関する

¹¹⁾ リスト同様、次のURL参照。 http://www.cultura.df.gob.mx/transparencia2012/24 plenariadelconseio.pdf

国際連合宣言、および ILO 第169号条約に言及している。以下、それぞれを研究する専門家や、制定した機関による説明を引用しながら、完結に内容を整理しよう。それによって、この認定が、メキシコ国内外における、先住民の権利を認める動きと、どのように連関しているのかがわかるであろう。

メキシコ合衆国憲法第2条

メキシコ合衆国憲法第2条は、1992年に修正された第4条を基に、2001年に改正された。この背景には、1994年1月に起きたサパティスタ民族解放軍(EZLN)が、先住民の権利を求めて武装蜂起し、その後、1996年2月にEZLNとメキシコ連邦政府の間で、先住民の権利と文化を認めるサン・アンドレス合意が調印されたことも影響している(山崎 2008: 125-126。サン・アンドレス合意の詳細については小林 2006参照)。メキシコ先住民に関する著作の多い山崎は、その核心部を以下のように訳している(山崎 2008: 123-125)。

メキシコ国は唯一であり、且つ不可分である。

国は本源的に先住民族によって支えられた多文化的構成を有する。これら先住民族は、植民地開始時に、現在の国土に居住していた人々の子孫であり、彼らの社会的、経済的、文化的、政治的独自の制度かその一部を保持している。 先住民の自己同一性の意識は、先住民族に関する規定が適用される人々を決定するための基本的基準であるべきである。

先住民村落を構成する共同体とは、ある領域に居住する、社会的、経済的、 文化的単位を形成し、また習俗、慣習に同意する独自の権威を容認する組織で ある。

自決に関する先住民族の権利は、国家の統一を保障する自治の憲法の枠内で 行使されるものとする。先住民の村落と共同体の承認は、連邦組織の憲法と法 令によってなされ、それらの法律は本条の前文に記載された一般的原則の他に、 民族言語と実質的居住を基準として考慮すべきである。

この内容を見てわかるように、メキシコ合衆国憲法第2条は、先住民の自 決権を国家の統一を妨げないことを前提に認めている¹²⁾。また、「国は本源 的に先住民族によって支えられた多文化的構成を有する」として、メキシコが多文化主義国家であること、先住民族が国の「本源」であることを明記している¹³。

先住民族の権利に関する国際連合宣言

国際連合宣言は、2007年9月に採択された。メキシコ政府は採択にあたって賛成票を投じた 14 。

本文46条の内容を、人権に関する多くの業績を持ち、活動家でもある上村が整理している(上村 2008)。

ダイス議長は、宣言の起草に当たって、先住民族の権利を8つのグループに分けたが、この分類は、権利を整理する際に現在も極めて有効である。それらは、以下のようなグループである。(1) 一般原則、(2) 生存、一体性および安全、(3) 文化的、宗教的および言語的アイデンティティ、(4) 教育および公共情報、(5) 経済的および社会的権利、(6) 土地と資源、(7) 先住民族の制度、(8) 実施。

- $(1)^{15}$ 「一般原則」では、先住民族が、集団また個人として国際人権法のすべての権利を享受できること(第 1 条)、民族および個人として他のすべての民族および個人と平等であり、かつ差別から自由であること(第 2 条)、人民の自己決定権(第 3 条)、自治政府を持つ権利(第 4 条)などが規定された。 〈中略〉 -
 - (2)「生存、一体性および安全」では、先住民族に集団として、また独自の

¹²⁾ しかし、山崎も述べているように、現実には先住民の生活状況や権利をめぐる様々な問題が存在している(山崎 2009)。

¹³⁾ とはいえ、国の政治や経済の中枢に、先住民とカテゴライズされる人物が入ることは、ほとんどない。

¹⁴⁾ 国連のウェブサイトに賛成、反対、棄権した国のリストが掲載されている(http://www.un.org/News/Press/docs//2007/ga10612.doc.htm)。日本政府は賛成票を投じたが、アイヌについて、「先住民と定義できるかどうかは明らかでない」としていた(参議院第168回国会質問主意書参照 http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/168/touh/t168053.htm)。その後、2008年6月に、アイヌを日本の先住民族として認める決議が衆参両議院で採択された。しかし、具体的にどのような権利が回復されるのか、定かではない。

¹⁵⁾ この引用文における(1)、(2)…は、筆者が挿入。

民族として「平和的生存権」が保障されること、具体的には、強制移住、強制 引離し、集団虐殺などの暴力行為にさらされないこと(第7条、第10条)が明 記された。また、民族的アイデンティティや文化的価値を破壊する強制同化政策やこれに類する行為は認められず、国家の防止義務(第8条)が定められ、自らの民族共同体に帰属する権利(第9条)も認められている。 一〈中略〉

- (3)「文化的、宗教的および言語的アイデンティティ」では、可視的な文化として、文化的伝統や慣習の実践、歴史的遺跡、加工品、意匠、視覚芸術、舞台芸術などの権利、奪われた文化的権利に関して原状回復を受ける権利(第11条)が規定された。また、非可視的な文化では、歴史、言語、口承伝統、哲学、文学などを再活性化し、次世代に伝える権利、共同体名、人名、地名を選択して保持する権利(第13条)が明記された他、宗教に関わる分野では、精神的・宗教的伝統や慣習の実践、発展、教育から宗教的な場所の維持・保護・アクセスする権利、儀式用の物件を取り戻す権利、遺骸の返還の権利(第12条)などが明示された。 一〈中略〉一
- (4)「教育および公共情報」では、先住民族が、国家の用意した教育を差別なく享受できる権利とともに先住民族の独自の価値、文化、言語に基づいて教育を受ける権利(第14条)が規定されている。メディアに関しても同じ構造が提示されているが、国家は国有メディアが先住民族の文化的多様性を正当に反映させる義務があり、同時に先住民族は独自のメディアを設立する権利(第16条)を持っている。また、全体として、先住民族は教育や公共情報に対して、多様性を主張する権利を有し、国家は社会のすべての構成員の寛容や和解を促進する義務(第15条)を負っている。
- (5)「経済的および社会的権利」において、労働、雇用、経済的搾取から救済される権利(第17条)が規定され、職業訓練、住宅、衛生、健康、社会保障の分野で差別を受けない権利(第21条)の保有が明示された。とくに、先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、障がいをもつ人々には特別の配慮(第22条)が行わなければならず、また医療を受けるに当たっては差別なく近代医療を受ける権利があり、同時に伝統的な医薬品を含め伝統医療を発展させる権利(第24条)も保障される。とくに、こうした先住民族の社会に関わる問題に対する政策の決定システムでは、自ら選んだ代表者を参加させ、民族固有の意思決定制度を維持・発展させる権利(第18条)があり、政策の協議段階では「自由で事前の情報に基づく合意(free, prior and informed consent = FPIC)」の形成

が不可欠と規定された。 一〈中略〉一

- (6)「土地と資源」は、先住民族の権利項目の中でも、自己決定権と並ぶ重要な権利体系であり、第25条から第32条がこれに割かれている。そして、この部分は「人権小委員会草案」から表現が後退したところでもある。例えば、「人権小委員会草案」第26条は、先住民族に「土地、空域、水域、沿岸海域、海水、動植物相およびその他の資源」を含めて、権利を認めたが、本宣言での用語は「土地、領土および資源」に統一されてしまった。もちろん、その「土地、領土および資源」に伝統的な方法での所有、占有、使用の権利(第26条)を認め、その権利認定のための中立的な制度と先住民族の参加権(第27条)を認めている点は重要である。また、FPICなく、没収、収奪、占有、使用され、損害を与えられたものに対する原状復帰を含む賠償、救済を受ける権利(第28条)も保障される。さらに、環境保護、とくに有害物質の廃棄からの保護(第29条)、軍事行動の制限(第30条)、文化的権利の行使(第31条)などが規定されている。
- (7)「先住民族の制度」では、集団の構成員を決定する権利(第33条)、国際人権規準に従った独自な社会・司法制度を構築する権利(第34条)、国境を越えて他民族や国境で分断された自民族と交流する権利(第36条)などが含まれている。この越境権を認めた第36条は、分断された多くの先住民族に独自の外交権を規定したものとして、大きな意味を持っている。 —〈中略〉—

つづいて、ILO の条約の内容を紹介してから、国際連合宣言との共通項について検討しよう。

ILO 第169号条約

ILO 第169号条約は、正式名は「原住民及び種族民条約」という。1989年採択、メキシコが批准したのは1990年である¹⁶⁾。駐日 ILO 事務所のウェブサイトはその内容を次のように要約している¹⁷⁾。

1957年の土民及び種族民条約(第107号)(当条約では「原住民及び種族民条

¹⁶⁾ ILO のウェブサイトに、各条約の批准国が記載されている。この条約を日本は批准していない。http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:11001:0::NO:::

¹⁷⁾ http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st c169.htm

約」と称されている)は同化主義的な方向付けであったが、時代の要請に応えてこれを改め、先住民・種族民が独自の文化、伝統、経済を維持してゆくことを尊重するため、その一部改正という形で本条約が採択された。

まず本条約の適用対象について、先住民・種族民としての自己認識が適用集団を決定する一つの基本的基準、とされる。

政府は、関係住民の参加を得て、これら住民の権利を保護し、当該住民の元の状態の尊重を保証するための、調整され、かつ系統的な活動を進展させる責任をもつ。本条約に規定される諸権利を含め、関係住民の人権及び基本的自由を侵害するあらゆる形態の暴力及び強制が禁止される。政府は、関係住民に直接影響するおそれのある法的または行政的措置を検討する場合には常に、適切な手続、特に当該住民の代表的団体を通じた手続等を経て、当該住民と協議する。この他開発過程と関係住民の権利、就職と雇用条件、職業訓練、手工業・農村工業、社会保障、衛生、教育、土地など重要な規定が含まれる。この条約の土地についての伝統的な権利に対する特別な配慮は、国連のその後の作業にも影響を与えている。

国際連合宣言とILO条約のいずれも、先住民の様々な権利を明言している。筆者は特に、「先住民の土地の原状復帰」や「当該住民の元の状態の尊重」をうたっているところに注目している。というのは、「原状」や「元の状態」が何であるのか、どうやったらわかるのか、先住民側と政府側の主張が食い違うであろうこと、特に土地に関しては完全には元に戻らないであろうことが容易に想像できるからである。

メキシコの先住民の「原状」把握は以下の理由から困難であると言える。 征服は500年も前のことであり、征服前の文書のほとんどは植民地時代にスペイン人によって廃棄され、残っていない。スペイン人到来直前のメキシコ 先住民の姿は、考古学や歴史学の研究によって少しずつ解明されてはいるが、メキシコ国内全ての領域において、集落レベルまで解明されるのはきわめて 困難である。さらに、スペイン人到来前にも人々の間に戦争や征服があった。 たとえば、アステカ王国によって征服されたり、抑圧されていた人々の原状 はどうなるのであろうか。抑圧の状態に回復されることを望んでいるはずは ない。国際連合宣言やILO条約において、先住民同士の支配—被支配が取 り上げられることはない。「原状」はいくつかの真実には基づくとしても、 構築された姿を指すことは避けられない。

また、メキシコ連邦区旧先住民村落審議会が、旧先住民村落認定にあたって考慮する点の第4にあげられている「歴史的記憶」というのは、どうやって証明するのか不明である。「歴史的記憶は祭礼や儀礼にあらわれる、そこから読み取れる」という(いわゆる伝統的な)人類学的な主張もあるが、ひとりの人間が上の代からの伝え聞きも含めて「自分の記憶と感じ取れる」のは、せいぜい生まれる20~30年ぐらい前までではないだろうか。少なくとも筆者は第二次世界大戦中のことを「自分の記憶として感じる」ことができない。教科書などに記載され、繰り返し話を聞き、映像を見るなどしていれば、あたかも「記憶」として感じられるかもしれない。しかしそれは操作できるものである。

メキシコ市内各地の祭礼や儀礼にしても、19世紀の国家独立時や、20世紀のメキシコ革命の頃に大きな変化があったという可能性がある。「先スペイン的な記憶の伝承」があるというのは、証明できるようなものではない。つまり、「集合的記憶」というのは、「ある」といえば「ある」、「あるような状態や気持ちにしようと思えばそういう操作ができる」ようなものであろう¹⁸⁾。しかし、「先住民の固有性」を主張する傾向の強い、メキシコにおける人類学や民族学では、「スペイン人による征服前」に起源や由来、またそれに基づく権利を主張する例が多い。

この章では、先住民の人権を認める、メキシコ国内の法や、国際機関の宣言および条約の内容について紹介してきた。メキシコ連邦区旧先住民村落審議会は、会議記録の文書で、このような流れをふまえて、市内の旧先住民村落を公的に認定していると明記している。では、実際に認定を受けている市内旧先住民村落の人々は、認定に何を期待しているのであろうか。その点について、民族誌的な事例から考察する。

¹⁸⁾ そういうことがあるが故に、日本や周辺諸国の歴史教科書の内容が問われているのは周知の诵りである。

IV サン・ヘロニモ・リディセ地区の住人組織による「認定」を めぐる運動

事例としてあげるサン・ヘロニモ・リディセ地区(Colonia San Jerónimo Lídice、以下、特に必要がない限り、サン・ヘロニモと表記する)は、メキシコ市内のラ・マグダレーナ・コントレーラス区(Delegación de La Magdalena Contreras)にある旧先住民村落である。この地区は、現在では高級住宅地で、非常に交通アクセスもよく、元大統領、有名な歌手、コメディアン、最近他界した著名な作家が居を構えていることでも知られている。

サン・ヘロニモは、メキシコ市内の旧先住民村落が一般にそうであるように、多くの居住者が外部から流入している。「以前から代々暮らしてきた」という意識のある人々は、自らを「地元民」を意味する「ナティーボ (nativo)」と自称し、外来者のことを「居住者」を意味する「アベシンダード (avecindado)」、や「レシデンテ (residente)」と呼んでいる。この地区において、「ナティーボ」という自称が使われるようになったのは、この地区の社会運動のリーダーによれば、1980年代後半だという。さらにこの地区では、最近、「ナティーボ」の代わりに「オリヒナリオ」という自称も聞かれるようになった。これは、先述のように、メキシコ市政府やメキシコ人研究者がその用語を使うようになり、広く知られつつあることが要因だと思われる。

サン・ヘロニモの外来者の特徴は、裕福な者が多いということである。筆者は2002年からこの地区の住人と関わっているが、今まで、外来者のなかに(地元民と結婚した者をのぞく)、家政婦や建築現場の作業員といった、いわゆる単純労働に従事する者を見たことがない。一方で、まだ農地や森林が残り、都心部からかなりはずれた別の旧先住民村落には、他州の農村や町から流入した者も暮らしていて、単純労働に従事している場合もある。

サン・ヘロニモに裕福な住人が増え始めたのは、この地区に暮らしていた ルイス・エチェベリア (Luis Echeverría) 氏が大統領 (任期1970-1976) に 就任した頃からだという。エチェベリア大統領の任期中には、自邸から近い川を大通りに変えるプランが建てられ、今はルイス・カブレラという大通り (Av. Luis Cabrera) になっている。 大通りはメキシコ市の環状道路 (Periférico Sur) に直結していて、この地区は、メキシコ市南西部において非常に交通事情のよい地区である¹⁹⁾。一方で、元々果樹園が多くあった地区であるため、今も緑が多く、石畳の道が独特の雰囲気をかもす、美しい地区である。

この地区の人口は、2000年の時点で約1万6千人と公表されている [2005: Gaceta Oficial del D. F.]²⁰⁾。しかし、この地区に限らず、「地元民」や「外来者」の統計というのは公的に存在しない。そもそも「地元民」の定義がされていない²¹⁾。また、「地元民」は、国の「先住民」の統計にも含まれず、統計上は、メキシコ市の市民、かつメキシコ国民である。この地区の「地元民」が、「地元民リスト」を作成していることを期待したが、それはなかった。そこで、2つの、比較的「地元民」居住者が多い通り(カトリック教会そば)をサンプルにして、家が「地元民」のものか、「外来者」のものか、印をつけていったところ、約40%が地元民の家であることがわかった。教会から離れた場所では、地元民の家の率が下がるので、全体としては、約30%と仮定することができる。現在では「裕福な人々が暮らす場所」との印象をもたれているこの地区に、30%近くの「地元民」がいるというのは、一般のメキシコ人には想像もつかないことであろう。

その「地元民」たちが、組織的に集まる場面について、以下で短くまとめ

¹⁹⁾ 後述するように、さらにルイス・カブレラ通りから、サンタ・フェ商業地区へ向かう 高速道路も現在建設中で、完成すれば、サン・ヘロニモ地区がさらにアクセスのよい 地区になることは疑いない。

²⁰⁾ しかし、現在の国立統計地理情報院(INEGI)による人口統計は、なぜか、AGEB (Áreas Geoestadísticas Básicas) という、統計のためだけの区分けを採用している。 AGEB は複数の地区(colonia)にまたがる場合もあるので、この地区の人口1万6千人という数字が正しいかどうかは今のところ不明である。

る(より詳しくは、禪野・井上 2005、禪野 2011 参照)。まず、地区のカトリック教会内に置かれている守護聖人像およびグアダルーペの聖母²²⁾をまつる祭礼を遂行する組織である、祭礼委員会(Comisión de Festejo)がある。数名からなる委員は、祭礼遂行のための資金も集めなければならない。2012年初頭まで3年間任期を務めた委員のひとりによると、献金するのは地元民だけでなく、外来者の多くも協力するという。ただし、外来者が、守護聖人の祭礼当日(9月30日)に、聖人像をかついで地区内を練り歩く行進に参加することはない。見物する者がいるだけである。

この地区にも墓地があり、それは地区が属しているラ・マグダレーナ・コントレーラス区の管轄である。しかしながら、実質的にはこの地区の地元民が埋葬されている。その管理にも地元民が関わっていて、区の役所まかせではない。

カトリック教会と墓地に地元民が関わるのは、メキシコ市内の他の旧先住 民村落にも共通することである。また、共同利用地(農地や森林)がある場 合には、地元民が運営の中心になるのが普通であるが、サン・ヘロニモの場 合は、すでに共同利用地は失われている。

この地区の地元民が中心となった社会組織のなかで、筆者の関心をひくのは、次の組織である。それは、「サン・ヘロニモ・アクルコーリディセ近隣協議会(Consejo Vecinal de San Jerónimo Aculco-Lídice)」である。この組織は、サン・ヘロニモの地元民によって、2010年末に創設され、ホームページ、ユーチューブチャンネル、フェイスブックのページ、およびツイッターのアカウントを持っている。この組織のリーダーによれば、その前身として、すでに、1980年代後半に、「サン・ヘロニモ・リディセ地元民協会(Asociación de Vecinos Nativos de San Jerónimo Aculco-Lídice)」という名の社会組織があったが、それは、サン・ヘロニモ在住の裕福な外来者への対抗心から創られた

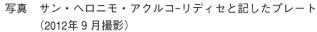
^{22) 1531}年にメキシコ市内北部のテペヤックの丘でインディオ (先住民) 男性の前に出現したとされる、メキシコ全国で信仰されている聖母。スペイン語では Virgen de Guadalupe。祭礼日である12月12日は、テペヤックの丘に建てられたグアダルーペ寺院はもちろんのこと、全国で祭りが行われる。

という。裕福な外来者は、灌漑用水路を埋めたり、カトリック教会の敷地の塀を動かして公園を作ることを試みたりと、協議会のメンバーとなっている地元民から見れば望ましくない行動をしたというが、そうした「村的環境」を変化させる動きを危惧した地元民が、初めて、全員参加体制ではないにせよ、組織的に「地元民」として、その名を冠した組織のもとに集結したのが1980年代後半だったのである。

この協議会の活動のなかでも、ことさらに興味深い活動がある。それは、村の「元の名前を取り戻す」というものである。サン・ヘロニモ・リディセ地区は、1942年までは、サン・ヘロニモ・アクルコ(San Jerónimo Aculco)という名前だった。地名のうち、サン・ヘロニモは、日本では聖ヒエロニムスと呼ばれているカトリックの聖人名で、アクルコは、ナワトル語で、「水が曲がる所」という意味である。ナワトル語はメキシコ中央高原で今も話されている先住民言語で、アステカ王国の人々も使用していた。メキシコの多くの町や村の名前が、植民地統治の歴史によって、カトリックの聖人名とナワトル語由来の地名の組み合わせになっている。改名の由来はこうである。第二次世界大戦中、ナチスによって破壊され、人々が虐殺されたチェコスロバキアの町の名である"Lidice(リディツェ)"を、メキシコ政府が追悼の意を表するために、サン・ヘロニモ・アクルコに付けたのである²⁵⁾。元の地名も、改名の由来も、メキシコ市の人々には今やほとんど知られていない。

現在、川が変えられたルイス・カブレラ大通りをはさんで、地区の南側に、サン・ヘロニモ・アクルコという名の地区があるが、ここは元々はサン・ヘロニモ・リディセの何人かが集団として獲得したエヒード(共同利用地)であった。それが、居住者によれば「川が道路になってから」、おそらく1970代末から1980年代前半の間に居住地区として分離し、元の村の名前がついてしまった。しかし、このことに、協議会の人々は納得していない。そこで、前述のメキシコ市の政府機関、SEDERECに働きかけ、ナワトル語由来の地

²³⁾ 追悼のために Lidice に変更した地名は、ベネズエラ、パナマ、ブラジルにもある。





名を付け足そうとしている。

SEDEREC は、メキシコ市内旧先住民村落のうちの50ほどを紹介するホームページを作成しているが、そのサイトと、メキシコ連邦区旧先住民村落審議会作成の、先述の「リスト」には、すでにサン・ヘロニモ・アクルコーリディセの名で登録されている。協議会のリーダーによれば、それに関しては特に協議会側からの直接的な働きかけがなくても、その名で登録されていたという。しかし、彼らは、これらのリストのなかだけで元の名が回復されていても、満足していない。サン・ヘロニモの協議会は、さらに、地区内にある高等戦闘学校の正面の公園に、「サン・ヘロニモ・アクルコーリディセ公園(Jardín San Jerónimo Aculco-Lídice)」と名付け、その名のプレートをかけた。さらに SEDEREC の支援を得て、ナワトル語由来の地名を足した金属製のプレートを作成し、地区内のあちらこちらの家にとりつけている(写真参照)。協議会のリーダーによれば、「地区(colonia)でなく、村(pueblo)である」との承認を得たいのだという。

これほどまでに熱心に「元は村である」ことを地区内外に示すことによって、協議会のメンバーをはじめとする地元民は何を得ることを期待しているのであろうか。地元民が集まる会合において、協議会のリーダーや会合の参加者の言葉から何度も聞かれたのは、「高速道路建設反対」、「税が高い」ということである。さらに、「これ以上のショッピングセンターやオフィスはいらない」という言葉も発されたことがある。

現在、サン・ヘロニモのすぐ脇を通る高速道路が建設中である。サンタ・フェ商業地区へと向かうこの道路が開通すると、サン・ヘロニモにはマイナスの変化が生じることが予想される。それは、入口へ向かう車が抜け道として、サン・ヘロニモ地区内を通るだろうということである。さらに、この地区がますますメキシコ市の各方面にアクセスのよい場所となるため、地価が上がり、さらに、地価税が上がることが容易に想像される。この地価の高さと税の高さが、多くの地元民が土地を手放した要因なのである。現在70代の地元民女性は、「外来者に私は嫉妬している」「でも、誰が悪いかというと、地元民よ。土地を手放してしまうのだから」と述べている。地元民のリーダも、「裕福な人も我々も税額は同じ。これは問題だ」と述べていた。

ここまで、サン・ヘロニモ・リディセ地区の地元民組織が、地区が古い歴 史をもつ村であることを強調しようとしていること、同時に、次々と進む周 辺の都市化に歯止めをかけようとしていることを紹介した。最終章では、メ キシコ市内旧先住民村落の地元民が、「プエブロ・オリヒナリオ」であると の主張に何を期待しているのか、考察する。

V 考察

多くの旧先住民村落に存在する「地元民」は、「認定」が「権利」につながることを期待していると思われる。とはいえ、認定を行っている政府そのものが、高速道路の建設をはじめとする、旧先住民村落に負の影響を与えかねない計画を推し進めているのだから、どれほどの権利が得られるのかに関しては懐疑的にならざるを得ない。その懸念は、筆者も傍聴した、メキシコ

連邦区旧先住民村落審議会による2011年3月の「認定」の場において、別の村の「地元民」も口にしていた。

おそらく、メキシコ市政府およびメキシコ政府は、都市開発に対して政治的に害がない「祭礼」、「伝統文化継承活動」、「遺跡保存」などの支援はしていくに違いない。サン・ヘロニモの祭礼の場合、教会前広場のテントや仮設トイレを区の支援を得て設置している。また、祭礼の際、とくに、聖像を担いでの野外での行進の時に、警備にあたるため警察官も動員されている。メキシコ市政府や区当局が、こうした、人々の目にはっきりと見える支援を行うのは、政治家や政党の「票」に結びつくことが期待できるからだと想像できる。現に、政治家が祭りに献金したり参加する、そうしたことは、日本でも起きているし、世界各地で起きている。そうした中で、旧先住民村落の祭礼が今まで以上に活性化する可能性や、一度は衰退しかかった伝統行事が(場合によっては作り替えられて)息を吹き返すというような事態も起こり得る。

さらに、「美しい村」を演出できるように、古い教会を修復したり、家々の外壁を塗ることを支援すれば、旧先住民村落が観光ルートのひとつとなり、市と地元の収入源になる可能性があり、そうした「政党や政治家に有利に働く可能性のある」支援はこれから広がっている可能性がある。実際に、メキシコ観光局は、国内各地の村を「神秘的な村(Pueblos Mágicos)」として認定し、広告している²⁴。それに連動していると思われるが、メキシコ市観光局も、「メキシコ市神秘的観光地区(Barrios Mágicos Turísticos de la Ciudad de México)」を定めて紹介している²⁵。そうした地区の中には、旧先住民村落もいくつか含まれている。

注意したいのは、「地元民」が必ずしも一枚岩ではないことである。「認定」 を契機とする政府との交渉の過程において、地元民の一部は政府の関連部署

²⁴⁾ 観光省のウェブサイトにリストや地図がある。http://www.sectur.gob.mx/wb2/sectur/sect Pueblos Magicos

²⁵⁾ http://www.mexicocity.gob.mx/barriosmagicos/

の関係者とのつながりを深めようとするだろう。祭礼や伝統行事をめぐる金 銭的支援は、地区住人にとって利益となることであり、そうした支援を引き 出すこと事態が、地区内での発言力を高める。しかし、ひとつの旧先住民村 落のなかに、複数のリーダー的存在となっている人物がいて、互いに仲が良 くないこともあり得る。実際、サン・ヘロニモ・リディセの場合はそうで、 村の名を取り戻す運動に一切参加しない別のリーダーもいる。そうすると、 施策と予算がからむ「認定事業」がきっかけになって、葛藤がより深まる事 例も出て来るであろう。集団に利益がもたらされると、それをめぐって、集 団内に亀裂が生まれる、あるいは、すでにある亀裂が深まる、というのは、 どこでも起きていることである。そういうことが、「認定」をめぐって、メ キシコ市内旧先住民村落でも起こる可能性がある。つまり、「認定」はバラ 色の未来を保障するものではない。

本論文では、(1) メキシコ市内に数多くの旧先住民村落があること、(2) その存在が1990年代後半から研究者や政府から注目されるようになってきたこと、(3) 2011年にメキシコ市政府機関から「認定」され、政府とのつながりが強まって来たこと、(4) とはいえ、先住民の権利としての「原状回復」は、メキシコに関しては原状や記憶そのものが不明であること、(5) ある旧先住民村落が長い歴史を有する「村」としての存在を地区内外に示そうと運動していること、(6) 旧先住民村落としての歴史を持つ地区の人々は、「認定」をはじめとする、旧先住民村落としての位置づけに、地元民の生活を脅かすような都市化政策や税制が考慮されることを望んでいること、(7) しかし、政府はそのような考慮とは違う方向の支援と関わりを持っていくことが予想されることを述べてきた。

今後、特に土地開発をめぐって、メキシコ市や企業と、「公的な存在」となったばかりの旧先住民村落の居住者の間で、さまざまな葛藤、運動や交渉が見られるようになることは、本稿で取り上げた事例を見ても予測される。

比較の視点をもった複数の事例研究が、今まさに必要とされているところで ある。

(筆者は関西学院大学商学部准教授)

参考文献

Álvarez, E., Lucía (Coord.) (2011) Pueblos urbanos: Identidad, ciudadanía y territorio en la Ciudad de México. México: CEIICH-UNAM, Miguel Ángel Porrúa.

Arizpe, Lourdes (1985) Campesinado y migración. México, D. F.: SEP.

Arqueología Mexicana Vol. XIV, Nol. 81: 56.

Gaceta Oficial del D. F. (2005) enero, No. 12-BIS.

Gaceta Oficial del D. F., (2012) enero, No. 1279, Tomo I.

Garza, Gustavo (coord.) (2000) La Ciudad de México en el fin del segundo milenio. México, D. F.: El Colegio de México. / GDF.

石井章(2008)『ラテンアメリカ農地改革論』東京: 学術出版会.

Lira, Andrés (1983) Comunidades indígenas frente a la ciudad de México: Tenochtitlan y Tlatelolco, sus pueblos y barrios, 1812-1919. México, D. F.: El Colegio de México.

小林操史 (2006) 「メキシコにおける先住民族の権利と自治をめぐる一考察:サン・アンドレス合意と先住民法案の検討を通して」『立命館 国際関係論集』第6号,1-22頁.

Lomnitz, Larissa A. de (1975) Cómo sobreviven los marginados. México, D. F.: Siglo XXI.

Medina H., Andrés (2007) "Pueblos antiguos, ciudad diversa: Una definición etnográfica de los pueblos originarios de la Ciudad de México." *Anales de Antropología* 41 (II): 9–52.

———— (coord.) (2007) La memoria negada de la Ciudad de México: Sus pueblos originarios. México, D. F.: UNAM / UACM.

宮野啓二 (1992)「スペイン人都市とインディオ社会」歴史学研究会編『他者との遭遇― 南北アメリカの500年―』第1巻 青木書店.

Mora V., Teresa (1996) Nduandiki y la Sociedad de Allende en México: Un caso de migración rural-urbana. México, D. F.: INAH.

- (coord.) (2003) La fiesta patronal de San Bartolo Ameyalco. México, D. F.: INAH.
 (coord.) (2007) Los pueblos originarios de la ciudad de México: Atlas etnográfico.
- ——— (coord.) (2007) Los pueblos originarios de la ciudad de México: Atlas etnográfico México, D. F.: INAH / GDF.

Portal A., María Ana (1997) Ciudadanos desde el pueblo: Identidad urbana y religiosidad popular en San Andrés Totoltepec, Tlalpan, México, D. F. México, D. F.: CONACULTA / UAM-Iztapalapa.

Robinson, Scott S. (coord.) (1998) Tradición y oportunismo: Las elecciones de consejeros ciudadanos en los pueblos del Distrito. México, D. F.: Colección Sábado Distrito Federal.

Romero Tovar, María Teresa (2009) "Antropología y pueblos originarios de la Ciudad de M·xico: Las primeras reflexiones", *Argumentos* 59: 45-65.

- Safa B., Patricia (2001) Vecinos y vecindarios en la ciudad de México: Un estudio sobre la construcción de las identidades vecinales en Coyoacán, D. F. México, D. F.: CIESAS / Miguel Ángel Porrúa.
- 上村英明 (2008)「『先住民族の権利に関する国連宣言』 獲得への長い道のり」 『プライム』 27号、53-68頁.
- 山崎眞次 (2008)「メキシコの先住民問題 1:集団権の見地から」『教養諸学研究』第124 号,109-133頁.
- -----(2009)「メキシコの先住民問題 2:チマラパス村の場合」『教養諸学研究』第 127号、77-95頁。
- Yanes, Pablo, Virginia Molina y Oscar González (coords.) (2004) Ciudad, pueblos indígenas y etnicidad. México, D. F.: UCM.
- 禪野美帆 (2005) 「メキシコ市内旧先住民村落における『地元民』コミュニティ」『三田社会学』10号、57-66頁。
- 禪野美帆・井上幸孝(2005)「メキシコ市内旧先住民村落における『地元民』と『外来者』の関係」『メソアメリカにおける民族的アイデンティティの揺らぎ』神戸市外国語大学 外国学研究所、1-26頁.
- 禪野美帆 (2011)「メキシコにおける『先住民』の定義とメキシコ市内旧先住民村落の 『地元民』|『史林』94巻1号、153-183頁。

参照 URL (本稿で取り上げた順 2012年6月-9月閲覧)

メキシコ連邦区旧先住民村落審議会 第24回会議議事録

http://www.cultura.df.gob.mx/transparencia2012/24plenariadelconsejo.pdf

国際連合 General Assembly Adopts Declaration on Rights of Indigenous Peoples http://www.un.org/News/Press/docs//2007/ga10612.doc.htm

参議院第168回国会質問主意書

http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/168/touh/t168053.htm

ILO Ratifications by country

http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:11001:0::NO:::

ILO 駐日事務所 1989年の原住民及び種族民条約 (第169号)

http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st c169.htm

メキシコ観光局 Programa Pueblos Mágicos

http://www.sectur.gob.mx/wb2/sectur/sect Pueblos Magicos

メキシコ市観光局 Barrios Mágicos Turísticos de la Cd. de México http://www.mexicocity.gob.mx/barriosmagicos/